

平成28年 12月定例会の報告

平成28年12月定例会が12月1日から12月21日までの21日間開催され、消防法令に関する重大違反のある防火対象物の公表制度を設ける、高山市火災予防条例の一部を改正する条例についてははじめ、17議案を審査し、それぞれ決定しました。また、議員提出案件の「軽油引取税の課税免除制度の継続を求める意見書」を可決しました。
(議案一覧表についてはP5を参照)

12月1日 本会議

報第12号について報告がありました。また、条例案件、事件案件、予算案件について議案説明の後、各委員会に付託しました。

12月9・12・13日 一般質問

一般質問を行いました。(P6)
13日の一般質問終了後に、議第112号について追加工程がされ、所管委員会に付託しました。

12月15日 総務厚生委員会

議第97号
高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

議第98号
高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第99号
高山市職員の給与に関する条例及び高山市一般職の任期付職員の採用等に関する

条例の一部を改正する条例について

(人事院勧告に基づく職員の給与や手当、特別職及び議員の期末手当を改正するもの)

※一括議題として審査しました。

【論点①】人事院勧告の内容

・国が民間事業所の給与や手当について官民の格差を調査した結果、月額給与で0・17%、ボーナスで0・12か月の差があったため、月額給与の引き上げと、勤勉手当0・1か月分の引上げを行うこととなった。

【論点②】改正に伴う給与や手当への影響額や若年層の処遇改善

・議員全体で、約120万円、特別職全体

で、約29万円、職員全体で、給料が約390万円、勤勉手当が約3,070万円の増額である。

・市職員は昨年2%の減額となっており、実支給額が増額する職員は、重点的に配分された若年層が多く、40歳未満の職員はほぼ全員と、50歳以上の職員の約15%が増額となる。

【論点③】扶養手当の見直しによる影響

・扶養手当のうち、配偶者の扶養手当が半額に減額される職員は126人、子どもは126人、子どもは扶養手当が増額となる職員は365人で、全体の影響額は差し引き月額約130万円の増額となる。

【論点④】民間企業の賃上げへの対応

・民間の企業についても市場の動向を注視しながら適切な経済対策を進めていきたい。

※議第97号については

起立採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第100号

高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

(国家公務員退職手当法の改正に伴い、65歳以上の退職者に係る退職手当の調整対象者の見直し等を行うため改正するもの)

【論点①】対象の範囲

・医師や任期付職員が該当すると考えられるが、現在対象となる職員はいない。

議第112号

高山市職員の勤務時間等に関する条例及び高山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

(介護休業の分割取得ができるなど、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴い改正するもの)

【論点①】育児休業等の取得状況と取得しやすい環境整備

・平成27年度の実績で、育児休業は14名が取得し、そのうち男性は1名である。

・介護休暇の取得者はいないが、1日単位で取得できる介護の特別休暇は6名が取得し、そのうち男性は3名である。

・各職場において、しっかりとコミュニケーションをとり、事務に支障がないことを最優先にしながら、所属長の指示のもと個人を全体がカバーしていきたい。

12月16日 文教産業委員会

議第103号

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

(パスカル清見の一部、宿泊棟や体験館などを自然への配慮や地域雇用を図るこ